

理由 昨年七月実施の改正工場法は、(一)適用範囲の擴張(二)深夜業の即時禁止(三)幼年労働者留付禁止(四)一週一回の休息(五)扶助の方法、上より改正を期せんとすべし。其の爲め実行方法は特別委員の上で討議せんとすべし。

第七五 選挙法改正の件 (大正全属労働組合提呈案)

庶民金撤廃、性及年齢による選挙資格の制限、投票時間の延長其他に、選挙法改正を運動せんとすべし。実行方法としては社会民主党、及同盟政治部に一任する事。投票時間については我等の常の闘争による実現を期すべし。

第七六 次期大会に就する件

時 昭和三年十月 場所 大阪

△ 役員銓衡委員会報告

新 役員

- 會長 鈴木文治、會計兼主事 松岡駒吉、中央委員 赤松克麿、青藤健一、系克一、小原源一、小岩井相助、三木治郎、西尾末廣、山内欽吉、大矢省三、金光平、田中勤、

兼 忍

- △ 緊急動議 鈴木會長母堂永脈に對し一同起立默禱
- △ 新役員挨拶

△ 閉會の辞

鈴木會長「本大会に於て二三興味を呈し、議論ありし爲、結同盟の危機迫れりか、如く風説されたりまゝか、和立而高々裡に和衷協同の態度により何等の不安もわたかりもなく、議事は進みり、結の層強固ならしめたこと、如く天の示されたるは、事を好む輩に真にお気毒の致せりである。今敝同盟は経済行動を第一義とし、之に伴つて政治的に入り進出するもの、之れか実行には正義と友愛の上下立脚すべし、これを忘れてはならず」と云ふ意味を述べ、組合員の覚悟を力説し、同盟歌合唱して午後四時散會。

別記一

全國各地より祝電左の通り

- 横須賀工友會、製鋼労働組合小倉支部、大阪全属労働組合山崎支部、友信共愛會、札幌労働組合、因島労働組合、社会民主党西宮支部石原修、八王子労働組合、北海道労働俱樂部、日本海員組合、